

遊休農地に関する措置に係る事務処理について

平成28年9月 (公財)やまぐち農林振興公社

農地法第32条に基づく利用意向調査において農地所有者等から農地中間管理事業を利用する意思表示があった場合の農地法第35条第1項に基づく通知及び「農地法の運用について」別添第3の5に基づき農業委員会から農地中間管理機構へ農地等の状況についての情報提供を行う場合の具体的手続については、次のとおりとする。

1 利用意向調査において所有者等から農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があった場合の取扱い

ア 「農地法第35条1項」に基づく通知は、様式1-1及び様式2-1（貸付希望農用地等（遊休農地）リスト）によることとし、農業委員会から市町農地中間管理事業担当課経由で、利用意向調査を発出した年度の3月末までに機構へ通知すること（3月末以降に利用意向調査の意向の表明があったものについては、毎月末締めで通知すること）。

その際、農業委員会及び市町担当課は、地域の農地の活用方針等を踏まえ、下記3の中間管理権の取得に係る運用基準（以下「運用基準」という。）に適合するかどうかについて、様式2-1の所定の欄に意見を記載して通知すること。

イ 機構は、上記アの通知を受領後、運用基準に適合する農地は、公募管理支援システムへ登録を行い、公募管理支援システムに登録をした農地をリストに取りまとめて市町担当課へ通知するとともに、市町担当課及び農業委員会と連携して地域の担い手に農地情報を提供するなど、一定期間マッチングを図る。

ウ 運用基準に適合しない農地については、機構のホームページで「貸付希望農地情報」として情報発信するなど、一定期間広域的なマッチングを図る。

エ 機構は、イ及びウにより一定期間マッチングを行ったにも関わらず受け手が見つからなかった場合、「農地法第35条第2項に基づく通知」を農地所有者等（様式3-1）及び農業委員会（様式3-2）に対して送付する。

なお、上記イ～エの「一定期間」とは、農地の利用意向調査を行った年度の3月末から起算して、2年間とする。

2 利用意向調査において所有者等から農地中間管理事業を利用する旨の意思表示があった場合以外の農地中間管理機構への情報提供について

ア 「農地法の運用について」別添第3の5の(3)の規定による情報提供は、様式1-2及び様式2-2（遊休農地情報提供リスト）によることとし、農業委員会から市町農地中間管理事業担当課経由で、利用意向調査を発出した年度の3月末までに機構へ情報

提供を行うこと。

その際、農業委員会及び市町担当課は、地域の農地の活用方針等を踏まえ、運用基準に適合するかどうかについて、様式2-2の所定の欄に意見を記載して情報提供すること。

イ 機構は上記アの情報提供を受領後、その農地が3の運用基準に適合しないと判断した場合は、「「農地法の運用について」別添第3の5(3)による情報提供に対する結果について」(様式4)を農業委員会に対して送付する。

3 機構が中間管理権を取得する農地の運用基準について

機構は、上記1による通知及び上記2による情報提供のあった農地が、次のいずれにも該当しない場合に、山口県農地中間管理事業規程の第2に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合するものと判断する。

- ① 農業振興地域外の農地
- ② 当該農地の現況について、次のいずれかに該当する農地
 - ア 農地への進入路がない農地
 - イ 隣接地との境界が明確でない農地
 - ウ 用水・排水が確保できない農地
 - エ 一筆あたりの面積が狭小な農地

※「狭小」の基準は10アール未満を基本とするが、当該農地の個別の状況に応じて10アール未満であっても基準に適合すると判断することがある
- ③ 受け手への貸付の可能性が著しく低いと認められる農地
(具体例)
 - ア 土地の形状、周辺土地の利用状況等から見て、農用地として集団的・効率的に利用することが著しく困難な農地
 - イ 周辺で担い手による利用集積が行われておらず、今後、利用集積がされる具体的見込もない農地
 - ウ その他

【参考】 勧告対象農地の取扱について

農業委員会は、農地法第36条第1項の各号に該当する場合は、当該農地の所有者等に対し、農地中間管理権の取得に関し機構と協議すべきことを勧告することとされているが、上記1のイ～エ及び上記2のイに該当する農地は、農地法第36条第1項ただし書の「正当な事由」に該当するため、勧告の対象とはならない。

但し、贈与税又は相続税の納税猶予制度の適用を受けている農地については、上記1のイ～エ及び上記2のイに該当する場合であっても勧告の対象となるので留意する必要がある。

なお、農業委員会が農地法第36条第1項に基づく勧告を行った場合は、「農地法事務処理要領（平成21年12月11日付け21経営第4608号・21農振第1599号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）」別紙1様式例第13号の8により、機構に対し勧告を行った旨の通知を行うこと。

(参考)

◎勧告の対象外農地について（「農地法の運用について」別添第3の6（2）ア）

- (1) 機構が法第35条第2項ただし書に基づき農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない旨を農業委員会に通知した場合
- (2) 機構に対して農地所有者が貸付を行う旨の意思が表明され、それが継続している場合
- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、機構から、その農地が農地中間管理権を取得する農用地の基準に適合しない旨を農業委員会に通知した場合

◎勧告の撤回（「農地法の運用について」第3の6（3））

- (1) 利用状況調査等により、遊休農地が解消されたことが確認された場合
- (2) 機構との借入協議の結果、当該農地を機構が借り受けた場合
- (3) 知事の裁定により、機構が農地中間管理権を取得した場合
- (4) (1)～(3)に該当する場合のほか、勧告を撤回すべき相当の事情がある場合

様式 1 - 1

番 号
月 日

公益財団法人 やまぐち農林振興公社
理事長 様
(〇〇市町農地中間管理事業担当課長経由)

〇〇〇農業委員会
会長 〇〇 〇〇 印

農地法第 3 5 条第 1 項に基づく通知

農地法第 3 5 条第 1 項の規定に基づき、下記農地の所有者等から農地中間管理事業を利用する意思がある旨の表明があったので通知します。

記

- 農地の所在及び所有者の連絡先
別添貸付希望農用地等（遊休農地）リスト（様式 2 - 1）のとおり

公益財団法人 やまぐち農林振興公社
理事長 様
(〇〇市町農地中間管理事業担当課長経由)

〇〇〇農業委員会
会長 〇〇 〇〇 印

「農地法の運用について」別添第 3 の 5 の (3) に基づく情報の提供について

「農地法の運用について」通知第 3 の 5 の (3) に基づき、農地利用意向調査の対象となった農地に係る情報について、下記のとおり提供します。

については、当該農地が農地中間管理事業規程に定められた農地中間管理権を取得する農用地等の基準に適合しない場合には、その旨を速やかに通知してください。

記

- 対象農地の情報及び当該農地に係る農業委員会意見等別添遊休農地情報提供リスト（様式 2 - 2）のとおり

〔該当 農地所有者〕様

(山口県農地中間管理機構)
公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

農地法第 3 5 条第 2 項に基づく通知について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、あなたの所有する別紙の農地については、農地が所在する該当市町の農業委員会より、農地法利用意向調査において農地中間管理事業を活用する意向を示していただいたとの通知をいただいていたところですが、このたびは下記の理由により当機構では借受できないと判断しましたので、お知らせします。

なお、今後、当該農地のご相談等ですが、農地が所在する該当市町の農業委員会にご連絡ください。

記

借受希望者の応募状況等から、経営体に貸し付けることができる可能性が著しく低いと認められるため(当機構において借受者を探しましたが、借受者がなかったため。)

様式3-2 (農業委員会あて)

番 号
月 日

〔市町〕 農業委員会会長様

(山口県農地中間管理機構)
公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

農地法第35条第2項に基づく通知について

当機構の業務運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

平成 年 月 日付け〇〇号で通知のありました別紙の農地は、当機構で定める中間管理権の取得基準に適合しないため、農地中間管理権を取得しないこととなりました。

当該農地の所有者等へは、別添写しのとおり通知しましたので、今後の取り扱いについてご検討いただくようお願いいたします。

〔市町〕 農業委員会会長様

(山口県農地中間管理機構)
公益財団法人やまぐち農林振興公社
理事長

「農地法の運用について」別添第3の5（3）による情報提供に対する結果について

当機構の業務運営につきましては、平素より格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 年 月 日付け〇〇〇号で貴農業委員会より情報提供いただきました別紙の農地については、当機構で定める中間管理権の取得基準に適合しないと判断しましたので、御了知願います。